

**浦賀駅前周辺地区活性化事業実施支援業務委託
事業者選定プロポーザル実施要項**

1 目的

本要項は、住友重機械工業株式会社及び横須賀市が所有する土地を含む浦賀駅前周辺地区の活性化事業の担い手となる民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選考等の支援にかかる業務を委託する事業者をプロポーザルにより選定することについて、参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）の要件等、必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

別紙「浦賀駅前周辺地区活性化事業実施支援業務 委託仕様書」のとおり

事業の実施にあたり、「令和5年度 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業「近代化の幕開！ペリー・黒船来航の歴史を核としたレガシー形成事業」事業報告書」の内容を必要に応じて参考にしてください。

上記資料の閲覧・貸出を希望される場合は、本要項最終頁に記載の担当課と電話等で事前に日時を調整のうえ、担当課までお越しくください。なお、貸出を希望の場合は以下の様式に記入の上、持参してください。

（様式A）参考資料貸出願

3 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 予算上限額

24,992,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たしてください。

- （1）法人格を有している者であること
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始後、資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号又は第 5 号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第 3 号又は第 4 号に規定する暴力団員でないこと
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないこと
- (6) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと
- (7) 地方税（法人都道府県税、市内に本社がある場合は市税）を滞納していないこと
- (8) 平成 31 年 4 月 1 日以降に国または地方自治体の港湾・臨港地区の民官連携事業に関する委託契約を元請として締結し、完了した実績があること

6 契約候補者選定のスケジュール

内 容	期日等
公告日	令和 6 年 4 月 12 日（金）
質問票提出期間	令和 6 年 4 月 12 日（金）～ 4 月 22 日（月） 17 時
質問回答	質問受付より随時
全ての質問、回答内容の公表	令和 6 年 4 月 24 日（水） 17 時
参加申込書提出期間	令和 6 年 4 月 12 日（金）～ 4 月 25 日（木） 17 時
参加資格審査結果通知	令和 6 年 4 月 26 日（金）
事業提案書提出期限	令和 6 年 5 月 20 日（月） 17 時
ヒアリング等（一次選考）	令和 6 年 5 月 24 日（金）
一次選考の結果通知	令和 6 年 5 月 27 日（月）
見積書の提出期限	令和 6 年 5 月 30 日（木） 15 時
見積り合わせ（二次選考）	令和 6 年 5 月 30 日（木） 15 時
二次選考の結果通知	令和 6 年 5 月 31 日（金）
契約締結予定日	令和 6 年 6 月 5 日（金）

7 質問の受付及び回答

次のとおり E メールで質問を受け付けます（電話、来訪等での質問は受け付けません。）

(1) 質問の受付

- ①（様式 1）質問票を添付し、以下のアドレス宛に E メールを送信してください。

メールアドレス：re-c@city.yokosuka.kanagawa.jp

- ②提出期限 令和 6 年 4 月 22 日（月） 17 時

提出期限後の質問については、理由の如何を問わず受け付けません。

(2) 質問に対する回答

①回答方法

質問者にEメールで随時回答

②留意事項

質問については可能な限り早く回答しますが、内容や量によって回答に時間を要する場合があります。

③最終回答期限

令和6年4月23日(火)17時までに回答します。

(3) 質問・回答内容の公表

①公表方法 原則、すべての質問とその回答を質問者名を除き、本市ホームページに掲載します。ただし、質問者名が特定できるような質問については、非公表とする場合があります。

②令和6年4月24日(水)17時

8 参加申込み手続き

次のとおり本プロポーザルの参加申し込みを受け付けます。

(1) 申込方法

(3)に記載の必要書類を担当課に電話連絡の上、PDF化したデータを以下のアドレス宛にEメールを送信してください。なお、容量が大きい場合は複数に分けて送付してください。

メールアドレス：re-c@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 参加申込書等の提出期限

令和6年4月25日(木)17時必着

(3) 必要書類

①様式2 参加申込書兼誓約書

②様式2-1 役員氏名一覧

③様式3 業務実績書

④履歴事項全部証明書をPDFに変換したもの ※発行後3か月以内

⑤納税証明書(国税、都道府県税、市町村税)をPDFに変換したもの

※納税証明書その3の3

※都道府県税・市税の未納がないことの証明書

(所轄する都道府県、市町村発行)

※発行後3か月以内

※新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の特例猶予を受けている場合は、その旨を証する書類（「納税の猶予許可通知書」など）を提出すること

（４）必要書類の免除等

令和6年4月1日現在で、「コンサル」の業種区分で横須賀市競争入札参加資格（かながわ電子入札共同システム）を有する場合は、様式2を下記

（ア）のとおり変更することができ、添付書類について（イ）を省略することができます。ただし、参加申込書提出時に手続き中である場合は、手続き中であることを証する[申請受理の通知Eメール]やかながわ電子入札共同システムのホームページで確認できる[進捗状況を確認する画面の写し]等を添付してください。既に参加資格を有している事業者は本市で確認することができるので、必要書類の免除にかかる証明書の提出は不要です。

（ア）『様式2参加申込書兼誓約書』に代えて、『様式2簡略版 参加申込書兼誓約書』を提出すること

（イ）以下の添付書類の提出を免除

【提出を免除される書類】

（３）②様式2-1 役員氏名一覧

④履歴事項全部証明書をPDFに変換したもの

⑤納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）をPDFに変換したもの

なお、神奈川電子入札事業者に登録されていても、横須賀市を団体登録していない場合は、団体追加申請をしていただき、手続き中であることを証するものを添付することで、同様に必要書類の提出を免除することができます。

なお、添付書類の免除要件であるかながわ電子入札共同システムの登録日程等については以下をご確認ください。

【参考】かながわ電子入札共同システムHP

https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/zuiji_uketsuke_2023.2024.html

（５）参加資格の審査及び結果通知

参加申込書を提出したものに対して、参加資格要件を満たしているか審査の上、参加申込書に記載のEメールアドレス宛に随時通知します。遅くとも、令和6年4月26日（金）までには通知します。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に、提案を辞退される場合は、担当課あて電話連絡の上、「様式4 参加辞退届出書」に記入し、PDF化したデータをEメールにて提出すること

9 事業提案書等の提出

(1) 提出方法

(3)に記載の必要書類を担当課に電話連絡の上、PDF化したデータを以下のアドレス宛にEメールを送信してください。なお、容量が大きい場合は複数に分けて送付してください。

メールアドレス：re-c@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 提出期間

参加資格の審査終了～令和6年5月20日（月）17時

(3) 提出書類

事業提案書一覧

提出書類	注意事項
① 会社概要書	・指定様式による【様式5】
② 企画提案書	・指定様式による【様式6】
③ 実施体制調書	・指定様式による【様式6-1】
④ 提案事項に関する調書	・指定様式による【様式6-2】

※文字サイズは12Pt以上で作成してください。

※提出書類③、④については、参加者の会社名等を特定できるような内容は記載しないでください。

10 選考方法概要

本プロポーザルは、上記「9(3) 事業提案書一覧」とヒアリング内容の評価により一次選考を行い、見積書提出依頼事業者を選定します。一次選考を通過した事業者で見積り合わせを行い、最も低い金額を提示した事業者を選定します。

評価は本市が設置する選考委員会が実施いたします。

(1) ヒアリング等 (一次選考)

①日時等

令和6年5月24日(金)に実施します。

時間と会場は、参加申込書の受領後に別途Eメールでお知らせします。

②実施方法

ヒアリング時間は1参加者につき45分程度(プレゼンテーション25分、質疑応答20分程度)を予定しています。

- ・出席者は3名以内とします。契約を履行する際に、統括責任者となる者が必ず出席してください。なお、ヒアリング時には、会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身に付けないでください。
- ・ヒアリングは非公開とし、ご提出いただいた企画提案書等をもとに説明していただきます。その際、企画提案書等の補足説明資料の配付は認めますが、企画提案書等に記載がない新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。
- ・プレゼンテーションの実施に際して、パソコンやモニター等を使用する場合は、機器の接続など必要な準備作業を行ってください。パソコン、モニター(又はスクリーン、プロジェクタ)、電源は本市で準備しますが、その他の機器については事業者が用意してください(インターネット回線は使用できる環境ではありません。)

※社会情勢等により、日時及び実施方法等を変更する場合があります。その際は、参加者あてEメールで別途お知らせします。

③評価内容及び配点

別紙1「評価基準・評価点表」に基づき採点を行い、最高評価点を得た事業者及び当該最高評価点との点数の差が5%以内の事業者を合格とし、二次選考の見積書提出依頼事業者として選考します。

ただし、評価点数の総合計の60%以上の評価点を得た事業者が無かった場合は、要求水準を満たしていないものとし、委託先としての選定を行いません。

④一次選考結果の通知

選考結果は、令和6年5月27日(月)までに各事業者へEメールで通知します。その内容は、見積書提出依頼事業者には見積書提出依頼と評価結果、その他の事業者には選考外となった旨の通知と評価結果です。

(2) 見積り合わせ (二次選考)

一次選考を通過した事業者で見積り合わせを行い、最も低い金額を提示した事業者を選定します。

①見積書の提出

- ・提出期限：令和6年5月30日(木)15時まで
- ・提出方法：(様式7)見積書に金額等を記載のうえ、見積書に押印する代表者印により封かん(封筒には必ず会社名、件名を記載)し、横須賀市経営企画部企画調整課民官連携推進担当まで持参してください(郵送、Eメールは不可)
- ・注意事項：提出期限までに見積書の提出がないときは辞退とみなします。見積書の再提出及び加除修正は認めません。

②見積り合わせ

- ・日時等：令和6年5月30日(木)15時に実施します。
会場は、一次選考結果の通知時にお知らせします。
- ・立ち合い：二次選考の参加者は、任意で立ち会うことができます。
希望者は、定刻に上記の場所にお越しください。

③二次選考結果の通知

選考結果は、令和6年5月31日(金)に、各事業者あてEメールで通知します。

11 プロポーザル結果の公表

令和6年5月31日(金)以降に、本プロポーザルの結果を本市ホームページで公表します。公表内容には、以下のとおりです。

- ・参加事業者数
- ・参加者の評価点(法人名についてはA社、B社等と表記とします)
- ・契約候補者名

12 契約の締結

見積り合わせの結果、最も低額の見積書を提出した事業者と契約を行います。

ただし、同額の見積書を提出した事業者が2社以上ある場合は、提案の評価点が最も高い事業者と、また評価点も同点であった場合は、くじ引きによって事業者を決定し、契約を行います。

なお、その者との協議が整わない場合、その者が業務を遂行できないと認められる場合、その者が契約までに資格要件を満たさなくなった場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合があります。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員会委員長が失格であると認めた場合。

14 その他留意事項

- (1) 利益相反の観点から、本業務の受託者は本業務の対象となる「浦賀駅前周辺地区の活性化事業」の担い手となる事業者（パートナー事業者）になることはできないものとし、（パートナー事業者が特別目的会社（SPC）・共同企業体（JV）等の場合、その関連企業となることを含みます）。
- (2) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の提案等の修正または変更は一切認めません。
- (5) 本プロポーザルにおける企画提案書の著作権は参加者に帰属します。
ただし、本市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は一切返却しません。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

<担当課（問合せ先）>

横須賀市経営企画部企画調整課民官連携推進担当

住 所 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

(横須賀市役所 1 号館 4 階)

電 話 046-822-8173 (直通)

F A X 046-822-9285

E-mail re-c@city.yokosuka.kanagawa.jp